

糸魚川市内の昨年の 水田の賃借料参考額

令和4年1月から令和4年12月までに締結・公告された農地（田）賃貸借における10a当たりの賃借料の水準は次の表のとおりです。

「賃借料情報」は賃借料の範囲を定めるものではありません。

賃借料は土地の形状や用水の経費負担など個々の事情を勘案して貸し手・借り手の間で話し合い決めてください。

【令和4年賃借料情報】

（田10a当たり）

地区名	平均額 （円）	最高額 （円）	最低額 （円）	データ数 （筆数）
浦本地区	—	—	—	—
下早川地区	10,200	18,300	3,900	188
上早川地区	8,000	13,500	2,500	129
大和川地区	12,600	15,700	10,700	16
西海地区	8,400	10,800	3,700	177
糸魚川地区	12,000	17,000	5,200	24
大野地区	8,200	15,700	7,800	43
根知地区	8,500	17,000	5,000	51
小滝地区	—	—	—	—
今井地区	10,200	15,700	9,000	14
磯部地区	7,800	15,700	3,000	32
能生地区	—	—	—	—
能生谷地区	12,700	20,000	7,000	256
木浦地区	—	—	—	—
青海地区（全域）	8,600	13,000	8,500	47

（補足）

- ・データ数は集計に用いた契約筆数です。申請件数の少ない地域は表示していません。
- ・著しく高額または低額な契約、**無償の賃借契約はデータ数から除外しています。**

こんな時は農業委員会への手続きが必要です

農地を売買する

農地法第3条により、農業委員会の許可が必要です

- 農地の全部を使い効率よく耕作する・地域との調和要件など、譲受人に求められる要件があります。

農地を農地以外にする(転用)

農地法第4・5条により、農業委員会の許可が必要です

- 住宅を建てる
- 駐車場にする
- 資材置場にする など

農地法第4条

- 農地の所有者自らがその農地を転用する場合

農地法第5条

- 農地を買うまたは借りてその農地を転用する場合

耕作をやめる

農業委員会へ届出が必要です

- 農地の耕作を一部または全部やめる場合、休耕の届出が必要です
※多面・直払に含まれる農地など、地域と調整が必要または受付できない場合があります

農地を貸借する

農業委員会の許可または届出が必要です

- 貸借には手続きの方法が3種類あります

	農地法第3条	利用権	中間管理事業
根拠法	農地法	強化法	強化法
契約方法	貸し手→借り手		貸し手→農地中間管理機構→借り手
契約期間	双方合意で決定(3年・5年など)		原則10年以上
手数料	なし		賃貸借の場合に双方より0.5%
問い合わせ先	農業委員会		農林水産課

※詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

農 業 者 年 金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・ 60歳未満または60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者
- ・ 年間60日以上農業に従事している
- ・ 国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）

特 徴

- 保険料は全額社会保険料控除の対象
- 生涯受け取ることができる終身年金
- 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

死亡一時金もあり安心

仮に80歳前に亡くなられた場合は、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

後継者がいなくても受給できます！

現在の農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益から決定した年金を受給する確定拠出方式です。

後継者がいなくても、後継者がサラリーマンでも、将来受給する年金額に影響はありません。

※特例付加年金の受給には「経営継承」が必要ですが、後継者が専業農家である必要はなく、第三者への農地貸付による経営継承も可能です。

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします



● 月4回発行（毎週金曜日） ● 購読料／月700円

全国農業新聞は、
農業及び農政の現状を中心に、
農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

申込みは 糸魚川市 農業委員会事務局まで

発行：糸魚川市農業委員会事務局 糸魚川市一の宮 1-2-5(市庁舎内) TEL.025-552-1511 FAX.025-552-1086

令和 5 年度

糸魚川市農作業標準料金表

1. 農作業 標準賃金

(単位：円)

作 業 区 分	基 準	賃 金	摘 要
一般作業（標準賃金）	8 時間 / 日	8,300	◎まかない（食事）なし。 ※ただし、作業内容・程度により受委託者間で協議する。

2. 農業機械作業 標準料金（消費税含む）

(単位：円)

作業名	機械等	区 分	基 準	作業料金	摘 要
水 田 耕 起	トラクター	未整備田	10a	7,800	◎「整備田」とは土地改良法に基づく整備田とする。
		整備田	10a	7,000	
水田代かき	トラクター	未整備田	10a	8,800	◎1 枚 10a 未満の圃場は 5 割を上限として割増を加算する。
		整備田	10a	8,400	
田 植	田 植 機	未整備田	10a	8,300	◎湿田、倒伏など作業条件の悪い場合は 5 割を上限として割増を加算する。ただし、著しく条件が劣悪な場合は、この限りではない。
		整備田	10a	7,500	
田 植	側 条 堆 肥 田 植 機	未整備田	10a	9,300	◎補助作業は標準料金外とし、受委託者間で協議する。
		整備田	10a	8,600	
稲 刈 り	コンバイン	未整備田	10a	22,900	◎側条施肥田植機は肥料代を含まない。
		整備田	10a	20,100	
生もみ運搬	自動車等	—	玄米 60kg	200	◎道路受けとする。
乾 燥 ・ 調 製（粉摺）		玄米 60kg		2,400	◎生粉については、水分30%以上は標準料金の 2 割を加算する。 ◎乾燥・調製を基本とし、乾燥のみ・粉摺のみは受委託者間で協議する。 ◎くず米を含む。
		玄米 60kg（色選利用）		3,200	
土改材散布	機 械	—	10a	1,200	◎140kg/10a 散布基準
溝 切 り	乗用に限る	—	10a	1,600	◎枕地を含め 10a の圃場で 2 往復、30a の圃場で 3 往復とする。排水口へのつなぎ作業は委託者が行い、基本以上の溝を切る場合は協議する。
		—	30a	2,600	
畦 塗 り	機 械	—	1m 当たり	50	◎畔の片面

※耕地条件や作業内容等、実情により摘要事項を確認し両者で協議のうえ決定してください。また、作業料金は機械による作業のみの料金です。田植え等で補助員がつく場合は、農作業標準賃金を目安に料金を両者で協議して決定してください。

3. 機械の移送料金

(単位：円)

作 業 名	基 準	料 金	摘 要
トラクター・田植機・コンバインの移送料	片 道 (1 回当たり) 5km 以内	3,000	◎5kmを超える場合の加算額は、受委託者間で協議する。

◎上記に記載した料金はあくまでも目安です。実際の金額は耕地条件、稲の倒伏状況などにより、両者で協議のうえ決定してください。

糸魚川市農作業標準料金策定委員会